

奈良県教育委員会告示第二十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による指定技能教育施設の連携措置に係る科目を次のとおり変更し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年二月一日

奈良県教育委員会委員長 松村 佳子

一 技能教育のための施設の名称

美芸学園高等専修学校家政高等課程ファッションデザイン科（大和高田市大中一七六番地）

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

生活産業基礎 生活産業基礎

課題研究 課題研究

服飾文化 服飾文化

ファッション造形基礎 ファッション造形基礎

ファッション造形 ファッション造形

ファッションデザイン ファッションデザイン

フードデザイン ファードデザイン